平成２５年（フ）第１１７号
大阪府和泉市和田町156番地の13
債務者　山本力こと　山本　悠貴
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
大阪府岸和田市小松里町1200番市営住宅114号、前住所大阪府岸和田市門前町１丁目３番31―105号、住民票上の住所大阪府貝塚市堀２丁目17番７号
債務者　加賀　啓太
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
大阪府泉佐野市春日町２番７号来友館、前住所大阪府泉佐野市上町３丁目10番15号
債務者　田中　道夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北８丁目９－１、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘１丁目13番３号
債務者　倉本　圭子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番15―505号
債務者　森本　泰子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
大阪府阪南市黒田408番地の30
債務者　川端　恵子（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
大阪府貝塚市森824番地２棟406号
債務者　山口　辰夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
大阪府貝塚市麻生中1111番地２滝住宅１階１号、前住所大阪府貝塚市麻生中783番地
債務者　西原　勝武
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
奈良県生駒郡平群町大字梨本435番地
債務者　奥野　照代（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
奈良市法蓮町428番地の１　ルミエール新大宮103号
債務者　吉本　美代
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
香川県丸亀市土器町東４丁目１番地　丸亀さんさん荘、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町612番地
債務者　菱谷　典子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１６号
香川県坂出市加茂町963　五色台病院内、住民票上の住所香川県坂出市室町１丁目１番３号
債務者　福本　　正
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４２号
佐賀県鹿島市大字音成635番地１
債務者　吉原　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３３号
長崎県諫早市多良見町化屋709―１　勝木方、住民票上の住所長崎市界２丁目10番16―313号
債務者　最上　直行
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
大分市大字東上野2310番地の10
債務者　船川　　真
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
千葉県野田市上花輪1397番地の12　カサベルダ野田201号室
債務者　柳下　金佳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６号
佐賀県鹿島市大字重ノ木甲471番地１　川崎アパート３号
債務者　横田　　諭
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部